

第1回北竜町農業委員会総会議事録

平成25年 1月25日
北竜町農業委員会

- 1 開催日時 平成25年 1月25日(金)
午後4時20分～午後5時15分
- 2 開催場所 すこやかセンター 会議室
- 3 出席委員 (10人)

番号	氏 名	番号	氏 名
1番	橋 本 勝 久	6番	水 谷 茂 樹
2番	大 場 信 一	7番	川 村 功
3番	北 清 裕 邦	8番	出 口 宜 伸
4番	吉 川 清 隆	9番	川 本 和 幸
5番	近 江 博 信	10番	佐 藤 健 一

- 4 欠席委員 (0人)

番 号	氏 名	番 号	氏 名

5 議事日程

- 第1 議事録署名人の選出
- 第2 会議書記の指名
- 第3 農 政 報 告
- 第4 農業委員会動静報告
- 第5 報告第1号 新農業者年金老齢年金裁定請求書の進達について
- 第6 報告第2号 新農業者年金特例付加年金裁定請求書の進達について
- 第7 報告第3号 農地の賃貸借の合意解約について
- 第8 議案第1号 農地法3条の規定による許可申請について
- 第9 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地
利用集積計画の決定について
- 第10 議案第3号 農業委員会選挙人名簿搭載申請に対する意見について
- 第11 その他 第2回農業委員会総会について・その他会議等について

6 出席した農業委員会事務局職員等

局 長 南 秀 幸
主事補 橋 本 僚 太

事務局長	只今より平成25年度第1回農業委員会総会を開催いたします。開催にあたりまして佐藤会長よりご挨拶願います。
会 長	挨拶
事務局長	<p>本日の出席委員は10名中 名が出席で会議規則第6条により総会は成立しております。</p> <p>会議規則第4条により、議長は会長が進めることになっておりますので、以降の議事の進行については佐藤会長に願いたします。</p>
議 長	<p>これより議事に入ります。</p> <p>日程第1 議事録署名委員の選出ですが、議長から指名させていただくことに、ご異議ありませんか。</p>
委員一同	異議なし
議 長	<p>それでは9番・川本委員と1番・橋本委員の両名を指名します。</p> <p>日程第2 会議書記の指名ですが、事務局職員の南局長、橋本主事補を指名します。</p> <p>日程第3 農政報告があれば産業課より願いたします。</p>
産業課長	なし
議 長	日程第4 農業委員会動静報告については、議案の末尾に添付してありますのでお目通し下さい。
議 長	<p>本日の予定案件は、報告3件 議案3件 その他です。</p> <p>直ちに会議案件の審議に入ります。</p> <p>日程第5 報告第1号 新農業者年金老齢年金裁定請求の進達について上程いたします。</p> <p>事務局より報告事項の説明を願いたします。</p>

事務局長

報告第1号 新農業者年金老齡年金裁定請求書の進達について農業者年金基金施行規則第14条の規定に基づき、下記の者に係る老齡年金裁定請求書を進達したので報告する。

番 号 59
氏 名 ■■■■
住 所 板谷〇〇-〇〇
生年月日 昭和22年10月28日
進 達 日 平成14年10月30日
年金加入期間 平成14年 1月 1日から
平成19年10月27日まで
満65歳に到達による裁定請求です。

番 号 60
氏 名 ■■■■
住 所 美葉牛〇〇-〇〇
生年月日 昭和23年 1月11日
進 達 日 平成25年 1月16日
年金加入期間 平成14年 1月 1日から
平成20年 1月10日まで
満65歳に到達による裁定請求です。

議 長

報告1号について質問意見等ありませんか？

農業委員一同

意見なし

議 長

特に質問意見等がないので次に進みます。

日程第6 報告第2号 新農業者年金特例付加年金裁定請求の進達について上程いたします。

事務局より報告事項の説明をお願いします。

事務局長

報告2号 新農業者年金特例付加年金裁定請求書の進達について農業者年金基金施行規則第15条の規定に基づき、下記の者に係る特例付加年金裁定請求書を進達したので報告する。

番号 4
経営移譲者
氏 名 ■■■■
住 所 板谷〇〇-〇〇
生年月日 昭和22年10月28日
年金加入期間 219ヶ月、うちカラ期間129ヶ月
基準日経営面積 214,704㎡

自留地 0 m²
経営終了日 平成23年12月19日
移譲方法 使用貸借

受贈者

移譲相手方氏名 ■■■■
経営面積 0 m²
年 齢 35歳
備 考 後継者移譲

番号 5

経営移譲者

氏 名 ■■■■
住 所 美葉牛〇〇-〇〇
生年月日 昭和23年 1月11日
年金加入期間 452ヶ月、うちカラ期間132ヶ月
基準日経営面積 75,154 m²
自留地 1,629 m²
経営終了日 平成24年10月26日
移譲方法 賃貸借

受贈者

移譲相手方氏名及び年齢 ■■■■ 年齢49歳
経営面積 146,558 m²
移譲相手方氏名及び年齢 ■■■■ 年齢47歳
経営面積 70,011 m²
備 考 第三者移譲

議 長

報告2号について質問意見等ありませんか？

農業委員一同

意見なし

議 長

特に質問意見等がないので次に進みます。
日程第7 報告第3号 農地の賃貸借の合意解約について上程いたします。
事務局より報告事項の説明をお願いします。

事務局長

報告第3号 農地の賃貸借の合意解約について

下記のとおり農地法第18条第6項の規定により合意解約した旨通知があったので報告する。

貸主 ■■■■と借主 沼田町 ■■■■氏は後継者の息子■■■氏に経営移譲するため合意解約を平成24年10月31日にしました、■■■と■■■さんと新しく賃貸借をいたします。合意解除の内容は別紙のとおりとなっておりますのでお目通し下さい。

貸主 ■■■■と借主 ■■■■が使用貸借している農地の一部を売買するため合意解約を平成24年12月21日合意解約をいたしました。合意解約の内容は別紙のとおりとなっておりますお目通し下さい。

貸主 ■■■■と借主 ■■■■が使用貸借している農地を一部売買し、残りは■■■さんの妻が後継者として経営主となり経営をするため合意解約を平成25年1月7日にしました。合意解約の内容は別紙のとおりとなっておりますお目通し下さい。

貸主 ■■■■子と借主 ■■■■・■■■・■■■が貸借している農地を売買するため、合意解約を平成25年1月16日にしました。なおこの土地の旧所有者は■■■さんあり■■■さんが相続しておりました。合意解約の内容は別紙のとおりとなっておりますお目通し下さい。

議長

報告3号について質問意見等ありませんか？

農業委員

意見なし

議長

特に質問意見等がないので次に進みます。

日程第8 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。

事務局より報告事項の説明をお願いします。

事務局長

議案第1号

農地法3条の規定による、農地の権利の設定の許可申請があった別紙の者について、同法第3条の1項の規定により許可して宜しいか、審議を求めらる。

番号 25-1

25-2

の案件は関連してしますので一括説明します。

譲請人 ■■■■と譲渡人 ■■■■ ■■■■であります。

先ほど合意解約の説明をしましたが、昨年第12回の総会で売買した案件で、■■■■、■■■■、■■■■と売買した物権の残りを■■■■氏の妻が新たな経営主として農地を引き受けるため使用貸借を行います。

■■■■氏とは、畑3筆 面積57,629㎡

■■■■氏とは、田2筆 畑1筆 面積18,041㎡を使用貸借いたします。

番号 25-3

25-4

25-5

の案件は関連してしますので一括説明します。

譲受人 ■■■■ ■■■■ ■■■■

譲渡人 ■■■■氏

■■■■さんの競売物権を一括で■■■■さんが買受をしましたが従来より譲り請け人が小作していた土地を分配するための案件です。ページ12の左団地が■■■さん真ん中が■■■さん右が■■■さんです。

■■■■さん 田1筆 面積 8,933㎡

■■■■さん 田3筆 面積12,037㎡

■■■■さん 田3筆 面積15,503㎡です。

議長

整理番号3番の案件につきましては、■■委員ご本人の案件となっております。従いまして農業委員会法第24条の規定に基づく議事参与の制限により当該事案については審議終了まで退席をお願いします。

■■委員・・・退席

それではこの案件について承認して宜しいですか

委員一同

異議なし

■■委員・・・入室着席

議 長

日程 9 議案第 2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について上程します。
事務局より説明願います。

事務局長

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により町より、決定の求められた農用地利用集積計画について議決を求める。

番 号 25-賃-1
借 主 ■■■■
貸 主 ■■■■
土 地 田3筆 面積11,024㎡
権 利 賃貸借
期 間 平成25年1月28日から平成29年4月26日まで
金 額 43,500円
賃貸の終了に伴う契約の更新です。

番 号 25-賃-2
借 主 ■■■■
貸 主 ■■■■ (北竜町農地集積円滑化団体への白紙委任)
土 地 田9筆 畑1筆 面積74,185.64㎡
権 利 賃貸借
期 間 平成25年1月28日から平成31年12月31日まで
金 額 601,200円
神藤氏の離農による。

番 号 25-賃-3
借 主 ■■■■
貸 主 ■■■■
土 地 田8筆 畑1筆 面積56,118㎡
権 利 賃貸借
期 間 平成25年1月28日から平成29年11月25日まで
金 額 351,560円
買入協議案件です。

番 号 25-賃-4
借主 ■■■■
貸主 ■■■■ (旧所有者 ■■■■)
■■■■、■■■■、■■■■)
土地 田35筆 畑2筆 面積102、466.44㎡
権利 賃貸借
期間 平成25年1月28日から平成34年11月25日まで
金額 829,537円
買入協議案件です。

番 号 25-賃-5
借主 ■■■■
貸主 ■■■■ (旧所有者 ■■■■)
土地 田9筆 面積40,481㎡
権利 賃貸借
期間 平成25年1月28日から平成34年11月25日まで
金額 271,700円
買入協議案件です。

番 号 25-賃-6
借主 ■■■■
貸主 ■■■■ (旧所有者 ■■■■子)
土地 田3筆 面積18,140㎡
権利 賃貸借
期間 平成25年1月28日から平成34年11月25日まで
金額 139,425円
買入協議案件です。

番 号 25-賃-7
借主 沼田町 ■■■■
貸主 ■■■■ (前賃貸者 ■■■■)
土地 畑6筆 面積59,434㎡
権利 賃貸借
期間 平成25年1月28日から平成27年10月25日まで
金額 59,400円
■■■■さんが息子の■■■■さんに経営移譲するため
利用権の設定者を変更する。

番号 25-賃-8
借主 ■■■■
貸主 ■■■■
土地 田2筆 畑6筆 面積130,563㎡
権利 賃貸借
期間 平成25年1月28日から平成29年12月31日まで
金額 303,400円
賃貸の終了に伴う契約の更新です。

番号 25-賃-9
借主 ■■■■
貸主 ■■■■
土地 畑3筆 面積74,722㎡
権利 賃貸借
期間 平成25年1月28日から平成29年12月31日まで
金額 224,100円
賃貸の終了に伴う契約の更新です。

番号 25-賃-10
借主 ■■■■
貸主 ■■■■
土地 田1筆 面積5,441㎡
権利 賃貸借
期間 平成25年1月28日から平成27年1月27日まで
金額 71,400円
賃貸の終了に伴う契約の更新です。

番号 25-賃-11
借主 ■■■■
貸主 ■■■■
土地 畑3筆 面積29,905㎡
権利 賃貸借
期間 平成25年1月28日から平成29年12月31日まで
金額 59,800円
賃貸の終了に伴う契約の更新です。

番 号 25-賃-12
借 主 ■■■■
貸 主 ■■■■
土 地 田4筆 面積20,241.05㎡
権 利 賃貸借
期 間 平成25年1月28日から平成28年12月31日まで
金 額 193,000円
賃貸の終了に伴う契約の更新です。

番 号 25-売-1
買 主 ■■■■
売 主 ■■■■
土 地 田3筆 畑1筆 面積42,908㎡
権 利 売 買
所有件移転時期 平成25年1月28日
対価の支払期限 平成25年3月29日
金 額 5,438,000円

番 号 25-売-2
買 主 ■■■■
売 主 ■■■■
土 地 田8筆 畑4筆 面積60,361㎡
権 利 売 買
所有件移転時期 平成25年1月28日
対価の支払期限 平成25年3月29日
金 額 3,745,000円

番 号 25-売-3
買 主 ■■■■
売 主 ■■■■
土 地 田43筆 面積175,194㎡
権 利 売 買
所有件移転時期 平成25年1月28日
対価の支払期限 平成25年3月28日
金 額 37,461,000円
買い入れ協議売り渡し案件です。

議 長

このことについて意見等ありませんか。

橋本委員

■■■さんの案件で、人・農地プランに位置付けられL資金対応で無利子になる可能性はありますか。

事務局長

後ほど調べておきます。

A n s

L資金は500万円以上が対象である。今回の売買で■■■■さんが500万円以上ですが自己資金で対応するとのことである。また、■■■■さんは500万円達していないのでL資金対応であっても無利子にはならない。

委員一同

意見なし

議 長

それでは議案2号の農用地利用集積計画を承認して宜しいですか。

異議なし

議案2号について承認いたします。

日程10 議案第3号 農業委員会等に関する法律施行令第3条の規定に基づく、農業委員会選挙人名簿搭載申請に対する意見について上程いたします。

事務局より説明願います。

事務局長

平成25年1月1日現在で調製される北竜町農業委員会選挙人名簿の登載申請を、農業委員会等に関する法律第8条の規定により、内容の審査を行い北竜町選挙委員会に送付するため意見を承りたい。

皆様に申請書をお配りしております申請書を、事務局で事前にチェックしましたが、再度農業委員の皆様にご内容審査をお願いします。なお、付箋をお配りしてありますのでそこに審査内容を記入下さい。

～チェック終了～

申請書の回収

議 長

日程11 その他について事務局より説明願います。

事務局長

ページ48より 以下説明

- 1) 次回農業委員会日程について
- 2) その他会議等の日程について
- 3) 平成26年度の国政に対する要望別紙に記入して2月10日まで事務局に報告願います。
- 4) 平成24年度の賃貸情報について

平成22年度	平均賃料	9,600円/10a
	最高額	15,000円/10a
	最低額	5,000円/10a
平成24年度	平均賃料	7,400円/10a
	最高額	11,000円/10a
	最低額	2,000円/10a

で2年前と比べ2,000円から3,000ぐらい下落していると思います。賃貸料の参考にして下さい。
- 5) 農業委員会の開催日程について

この表に合わせて空知振興局と農業会議常任委員会に合わせて転用許可がありますので事前準備が必要と思われます。

橋本委員

農地を転用することは難しですか。

事務局長

自己転用は、4条で 他人が転用する場合は5条になります。それなりの転用理由があれば転用は難しくありません。但し、中山間直接支払い制度及び農地水保全管理のお金は、転用により、制度期間中（協定期間）のお金を返還しなければなりません。

6) 旅行の日程を具体的に決定いたします。土地改良区の旅行と総会と合わないようにならないからです。

議長

研修先を北陸とする。

期日は11月18日～21日とする。

決定理由

理由は、パスポートの取得が面倒である。
土地改良区の研修旅行とぶつからないようにするため総代会を11月22日か25日に開催予定があるため

委員一同

了 承

事務局長

7) 北竜町農業後継者貸付条例ですが若し地域の中で希望がある方がおりましたらアドバイスをお願いします。

返還は免除になりますが、足かせとして卒業後すぐに就農しなければならぬことがあります。

その他

不動産取得税（道税）の説明ですが売買と取得に税がかかります
売買金額ではありません、固定資産評価の点数に3.0%をかけたものが税金になります。

議 長

質問等ありませんか

委員一同

質問なし

以上を持ちまして第1回農業委員会総会を終わります。
この後の新年会を川甚で行いますので宜しくお願いします。

議 長

議事録署名委員

9 番 _____

1 番 _____